

同志社大学英文学会規約

2018年3月31日改正

第1章 総則

第1条 本会は、同志社大学英文学会 (English Literary Society of Doshisha University) と称する。

第2条 本会を、次の所在地におく。
京都府京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町 601 同志社大学文学部英文
学科研究室内

第2章 目的および事業

第3条 本会は、英米文学、英語学・言語学・英語教育、及びその他関連分野の研究を行い、あわせて会員相互の親睦をはかることによって、同志社大学の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年次大会
- (2) 研究機関誌、会報、その他の刊行物等の発行
- (3) その他必要と認められる事業

第3章 会員および会費

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 同志社大学文学部英文学科卒業生、文学研究科英文学・英語学専攻博士課程前期課程修了者、および博士課程後期課程に3年以上在籍した者。
- (2) 同志社大学文学部英文学科学生及び文学研究科英文学・英語学専攻院生
- (3) 同志社大学文学部英文学科専任教員及び退職者
- (4) 特別会員（その資格については、別に内規を設ける）

第6条 本会の会員は、会費年額5,000円を納入するものとする。
(但し在学生会員は春学期2,500円、秋学期2,500円とする。)

第4章 役員

第7条 本会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 1名 監事 2名 委員 若干名

第8条 1. 会長及び副会長は、総会において委員の互選でこれを選任する。

2. 監事は、会員中より会長がこれを委嘱する。
3. 委員は、会員中より会長がこれを委嘱する。
(委員の委嘱については、別に内規を設ける。)

- 第9条
1. 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 3. 監事は、本会の収支および財政の状況を監査し、委員会に報告する。
 4. 委員は、委員会に出席し、会長、副会長を補佐して会務を掌理する。

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし重任を妨げない。

第5章 総会

- 第11条 総会においては重要事項の報告及び決定を行う。
- 第12条 総会は、原則として毎年1回これを開き、会長がこれを招集する。会長が必要と認めたときは臨時総会を招集することができる。
- 第13条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

第6章 委員会

- 第14条 委員会は、会長、副会長、監事、委員をもって構成する。
- 第15条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 第16条 次の事項は、委員会において審議・決定する。
- (1) 総会に提出する議題
 - (2) 会務に関する重要事項
 - (3) 事業報告および収支決算、事業計画および収支予算
 - (4) その他会長が必要と認めた事項
- 第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

第7章 年次大会

- 第18条 年次大会は、毎年1回、総会と同日に開催する。
- 第19条 年次大会運営のために年次大会準備委員会をおく。
- 第20条 年次大会準備委員会は、年次大会準備委員長が招集し、議長となる。

第8章 会計

- 第21条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金・その他をもってこれにあてる。
- 第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第23条 本会の予算は、委員会の承認を経た後、会員に報告する。
- 第24条 本会の決算は、監事の監査を経て委員会の承認を経た後、会員に報告する。

第9章 規約の変更

第25条 この規約の変更は、委員会において出席委員3分の2以上の賛同による決議を経たうえ、総会において出席会員の過半数の承認を経なければならない。

第10章 設立年月日

第26条 本会の設立年月日は、1966年11月3日とする。

第11章 内規

第27条 上記条々の執行については内規を別に定める。

内規

1. 第5条の(4)に定める特別会員の資格については、入会希望の申し出を受け、その資格について委員会で審議をし、総会で承認を得ることとする。
2. 第8条の3に定める委員の委嘱は、従来 of 慣例に従って行う。
3. この内規の変更は、委員会において出席委員の過半数の賛成を要し、かつ総会にて出席会員の過半数の承認を得なければならない。

1966年11月 3日 「同志社大学英文学会規約」として制定

1974年 9月21日 改正

1977年10月 2日 改正

1979年10月28日 改正

1980年10月 5日 改正

1989年10月29日 改正

1998年10月25日 改正

1998年 4月 1日 施行

2004年10月31日 改正

2005年 4月 1日 施行

2005年10月30日 改正

2006年 4月 1日 施行

2007年10月28日 改正

2007年11月 1日 施行

2013年 6月15日 改正

2014年 4月 1日 施行

2016年10月30日 改正

2016年10月30日 施行

2018年 3月31日 改正

2018年 4月 1日 施行

注 1989年度生以前の在学生会費は次のとおりである。

1977年度生以前 年額 1,500円

1978－1980年度生 年額 2,500円

1981－1989年度生 年額 3,000円